

第2回江別市障がい福祉計画等策定委員会議事録要旨

日時：令和2年7月13日（月）

午前10時00分～午前11時15分

場所：江別市民会館2階 21号会議室

出席委員数 12名

出席：大久保 薫、鹿島 聡美、川田 純、松本 拓生、中川 雅志、松村 昭二

松井 秀子、宮崎 智子、谷藤 弘知、伊藤 ひとみ、藤岡 章一、宮口 悠子

欠席：有澤 瑞枝

事務局：健康福祉部長 佐藤 貴史、健康福祉部次長 伊藤 忠信

子育て支援室長 岩渕 淑仁、子育て支援課長 阿部 徳樹

子育て支援課 主査 野原 寿美礼

障がい福祉課長 山岸 博、障がい福祉課障がい福祉係長 河崎 真大

障がい福祉課障がい福祉係 主査 尾崎 よしえ

障がい福祉課障がい福祉係 主事 今井 規裕

(株)サーベイリサーチセンター 北海道事務所 主任 林 梢子

(株)サーベイリサーチセンター 北海道事務所 菊地 沙也花

傍聴者 1名

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

①「障がい者支援・えべつ21プラン」骨子（案）について

②障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査について

・18歳以上の障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査について

・子どもの福祉に関するアンケートについて

3 その他

4 閉 会

○山岸課長

委員 13 名中 10 名の参加報告。

要綱第 5 条第 3 項の規定により、本日の委員会は有効に成立しておりますことを申し添えます。

本日の議事進行につきましては大久保委員長より進行をお願いいたします。大久保委員長よろしくお願い申し上げます。

○大久保委員長

皆様おはようございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

傍聴希望者の方が 1 名いらっしゃいます、どうぞお入りください。

(傍聴者入室)

○大久保委員長

これより「第 2 回江別市障がい福祉計画等策定委員会」を開催いたします。

次第に沿って進めたいと思います。2 議事 (1) 協議事項、①「障がい者支援・えべつ 21 プラン」骨子 (案) について、事務局の説明をお願いします。

○尾崎主査

「障がい者支援・えべつ 21 プラン」骨子 (案) について資料 1 をご覧ください。1 ページから 3 ページまでは、基本計画であります「障がい者福祉計画」について、現計画である「第 4 期障がい者福祉計画」と項目が比較できるように記載しており、4 ページは、実施計画であります「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」について、現計画である「第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画」と目標値等について比較できるように記載しております。

赤文字で印字されている部分が前回の計画と比較して追加又は変更した部分であります。

第 1 章の計画策定の趣旨や基本的な方向性については、現計画と比べ変更ありません。

第 2 章の障がいのある方の現状、第 3 章の障がい福祉施策などの進捗状況、第 4 章の課題についても変更ありません。

第 5 章にある基本理念などの計画の基本的な考え方も現計画を踏襲しております。

第 6 章の基本計画である「障がい者福祉計画」の内容ですが、主な追加点についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。基本目標 3 の「障害福祉サービスの充実」の主な事業に、手話を使いやすい社会の実現に向けて、手話が言語であるとの認識を広く市民に普及し、だれもが安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与するため「江別市手話言語条例」が平成 31 年 4 月に施行されたことから、手話言語条例の施策の推進を追加いたします。

次に基本目標 6 の「雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援」の主な事業に、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参加を実現してい

くために、「農福連携」を追加いたします。

次に基本目標 8 の「スポーツ、レクリエーション、文化活動等、障がいのある方の社会参加の推進」の主な事業に、障がい者が文化芸術を享受し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図るために、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年に施行されたことから「障がい者文化芸術活動の推進」を追加いたします。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が昨年施行されたことから「読書バリアフリーの推進」を追加いたします。

第 7 章 実施計画である「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」については、4 ページをご覧ください。

成果目標については、1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標は、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、施設入所者の地域生活への移行数については、これまでどおり、地域生活への移行を進める一方で、施設入所者の重度化が進んでいることや高齢化も進んでいることも踏まえ、施設入所者数の地域生活への移行の目標 9%以上及び、地域へ移行させ施設入所者数を 2%以上削減する目標から、6%以上地域へ移行し、1.6%以上の入所者数を削減する目標に変更するものであります。

同様の理由で、福祉施設から一般就労への移行目標も、現状の 1.5 倍以上から 1.27 倍以上へ、就労移行支援利用者数の 2 割以上増加を 1.3 倍以上に変更し、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合と就労定着支援開始から 1 年後の就労定着率を 8 割以上の目標は削除し、新たに就労継続支援 A 型は、令和元年度の移行実績の 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型については、1.23 倍以上、一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用すること、就労定着支援事業のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを加えたところであります。

次に「3. 障がい児支援の提供体制の整備目標」については、普段の生活の中から発達に課題のある子を見つけ、子どもたちの地域社会への参加や包容（インクルージョン）を目的に、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、保育所等訪問支援を利用できる提供体制の整備をするために、「児童発達支援センターの設置及び保育所等の訪問支援の充実」を追加いたします。

また、「7. 相談支援体制の充実・強化等」については、相談支援体制の確保に関する基本的な考えに係る見直し及び検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実を図っていくことについて追加いたします。説明は以上です。

○大久保委員長

ありがとうございました。計画の骨子案についての説明ですが、赤い所が変更点という事でした。ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

(意見、質問なし)

それでは、「障がい者支援・えべつ21プラン」骨子(案)については、以上でよろしいでしょうか。

(一同了承)

○大久保委員長

次に次第2の議事(1)協議事項、②障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査について、まず初めに、18歳以上の障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査について、事務局の説明をお願いします。

○尾崎主査

障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査について、資料2「18歳以上の障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査について」をご覧ください。

1 調査対象者は、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、3つの手帳のいずれもお持ちでなく、障害福祉サービス受給者証をお持ちの難病患者及び自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方も対象といたします。

18歳以上の障がい者に対し3,200通のアンケートを郵送配付し、郵送にて回収いたします。

なお、難病患者の数は、江別保健所より1,641名と報告を受けておりますが、アンケートは、障害福祉サービスを利用されている6名を対象としております。

2 調査票の別紙1は、「身体障がい者と難病患者」に対する調査票で、別紙2は「知的障がい者と精神障がい者」に対する調査票となっており、その違いは、別紙2の「知的障がい者と精神障がい者」に対する調査票には、成年後見人の利用等についての設問を設けているところであります。

別紙1と別紙2のアンケートにある赤の囲みや文字は、前回の調査票と比べ、変更、追加及び修正となっている部分であります。

まず、別紙1「身体障がい者と難病患者」に対する江別市障がい福祉計画等策定に関するアンケートをご覧ください。

ページをめくり、1ページをご覧ください。問1では、障がい者等の実態を把握するために、年齢や性別及びお持ちの手帳や障がいについて、問2では、一緒に生活している方や生計中心者及び主な収入をお聞きします。

問3では、施設入所者等の地域生活への移行のニーズを把握するために、現在の暮らしについてお聞きし、福祉施設で暮らしている方及び入院している方には、今後3年以内における地域生活への移行についてお聞きします。

3ページをご覧ください。問4では、介護者の高齢化問題の現状を把握するために、主な介護者についてお聞きし、介護者が家族の方には、介護者の年齢や健康状態をお聞きします。

問5では、障がい福祉課の窓口業務のサービス向上のために、手帳や受給者証の交付につ

いてお聞きします。

4 ページをご覧ください。問 6 では、障害福祉サービスなどの見込み量の算出とニーズを把握するために、訪問サービス、日中活動サービス、住まいのサービス、相談のサービス、及び地域生活支援事業に関するサービスの満足度及び利用状況についてお聞きします。

5 ページをご覧ください。「12 就労定着支援」は、平成 30 年度から新たに開始されたサービスで、会社で働いている方を対象とした、就労に伴う生活面の課題に対応するサービスであり、これを追加しております。

「15 自立生活援助」は、同じく平成 30 年度から開始され、施設入所やグループホームを利用していた障がい者が居宅生活を営むために訪問や相談により、助言などを実施するサービスであり、これを追加しております。

6 ページをご覧ください。「10 重度訪問介護利用者大学修学支援事業」は、今年度から開始された、重度の障がい者が大学で修学するために必要な身体介護などの提供を実施するサービスであり、これを追加しております。

なお、(2) で障害福祉サービスなどの利用について、「不満」及び「現在サービスを利用していない方」へ、サービスを利用しようと思う条件についてお聞きします。

7 ページをご覧ください。(3) では、介護保険サービスとの併給状況を把握するために、介護保険サービスの利用状況と要介護度もお聞きします。

問 7 では、外出のニーズを把握するために、外出頻度、外出目的、外出するときの交通手段、一緒に外出する人、外出に必要と思うこと、利用しづらい場所、スポーツの頻度などをお聞きします。

9 ページをご覧ください。問 8 では、社会参加のニーズを把握するために、交流状況、社会参加に必要と思うこと、参加している社会活動及び参加したい活動についてお聞きします。

10 ページをご覧ください。問 9 では、就労に対するニーズを把握するために、現在の就労状況、仕事に就くきっかけ、悩みや不満、就労の希望及び働くために必要と思うことをお聞きします。

11 ページをご覧ください。問 10 では、差別の状況及び権利擁護の認知度を把握するために、差別の経験や内容・場所及び成年後見制度の認知度をお聞きします。

12 ページをご覧ください。問 11 では、災害時のニーズを把握するために、避難行動要支援者支援制度の認知度及び災害時に困ることをお聞きします。

13 ページをご覧ください。問 12 では、情報に対するニーズを把握するために、情報入手の手段及び必要と感じている情報についてお聞きします。

14 ページをご覧ください。問 13 では、相談に対するニーズを把握するために、相談相手、相談内容及び相談場所の希望についてお聞きします。

15 ページをご覧ください。問 14 では、江別市の暮らしやすさを把握するために、暮らしやすさ及び暮らしにくいと答えた方には、暮らしにくい理由をお聞きします。

問 15 では、地域生活支援拠点に期待する内容を把握するために、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた、居住支援のための機能や地域支援機能をもつ地域生活支援拠点ができた場合の希望をお聞きします。

16 ページをご覧ください。問 16 では、当市の福祉施策のニーズを把握するために施策の満足度及び重要度をお聞きします。

17 ページをご覧ください。最後に意見や要望をお聞かせいただくために、自由記載欄を設けております。

次に別紙 2「知的障がい者と精神障がい者」に対する江別市障がい福祉計画等策定に関するアンケートをご覧ください。

別紙 1 の「身体障がい者及び難病患者」に対するアンケートとの違いは、障がい者の高齢化や金銭問題を含む虐待問題の状況及び成年後見制度の認知状況やニーズを把握するために成年後見制度の利用状況等について追加されております。

具体的には、12 ページをご覧ください。(4) 成年後見制度の利用希望の設問から、ページをめくりまして、14 ページの (9) 成年後見制度に関する相談の設問であります。

それ以外は、先ほどご説明いたしました別紙 1「身体障がい者と難病患者」に対するアンケートと同様の設問であります。説明は以上です。

○大久保委員長

ありがとうございました。アンケート調査、まずは 18 歳以上という事で内容がたくさんありますので、よく見ていただければと思います。

最初に身体障がい者の方々と難病患者の方々のアンケートが基本で、それにプラス知的障がいと精神障がいの方々については成年後見の質問が加わっているという作り方のようですので、まず別紙 1 の方で、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○松井委員

資料 2 の調査対象は、全体数から調査対象者数をどのように設定しているのか。私自身、市の相談員を承っておりますが、本当に一人ひとりが持っている問題や抱えている問題が全然違うという実態を見ているので、この数字をどの様に調査対象として割り出したのか、興味がありますのでお聞かせください。

○山岸課長

資料 2 の調査対象者 3,200 名について説明をさせていただきます。身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者に分かれています。統計的な有意性を確保するために何件程度の回答があれば良いのかという考え方を基本にしまして、本来であれば 10,000 人の全員に調査が出来れば完璧な調査となりますが、費用面など難しい部分もあるかと思えます。

統計的には、有意性を確保するために最低 400 件の回答が得られれば、有意性があると言われております。以前のアンケート調査の回収率が、50%~60%で、400 件の回答を得るためには、回収率 50%とすると、800 人に照会をすれば 400 件は集まるであろうと、最低限 400 件集めるために 800 人以上に照会する考え方です。

なお、身体障がい者については、人数も多く、特に他の障がいと比べて障がいの種別が多岐に分かれています。視覚障がい、聴覚障がい、内部障がいなど色々な障がいがあります。

身体障がい者の回答が少ないと種別ごとに偏りが出やすいという事もあり、身体障がい者については、やや多くの方々に照会を考えています。

難病患者は、1,641名となっていますが、基本的に北海道で把握をしており、個人情報ですので市で把握している情報としては、実際にサービスを利用されている6名の方々となっています。以上を合わせ、3,200名と設定しています。

○大久保委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

○鹿島委員

前回の委員会時に自立支援医療の方を精神障がいの中に含めるかどうかという話が出たが、この数は結果的に含めることにしたのでしょうか。含めると前回の調査とは変わってくるのでしょうか。

○尾崎主査

今回は自立支援の医療受給者証の方も含めた対象者となっており、調査対象者の数についても、自立支援の医療受給者証の方が増えることにより対象の人数も増やしています。

○大久保委員長

前回の委員会の意見も反映されたという事ですね。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○鹿島委員

自立支援医療の受給者証を持っている方で、福祉サービスを使われていても「私は精神障がい者ではない」という方がいらっしゃるのですが、その様な方にもアンケートが渡ってしまうという事ですね。

○尾崎主査

そういう事でございます。

○大久保委員長

そこは難しいですね。子どもだともっと出てくるかと思いますが、「障がい児」だと思っていないけれどもアンケートが来ると、「どうなんだ」といった事がよく起こります。他にご意見、ご質問はございませんか。

私の方から質問と意見をさせていただきます。1つは介護者の高齢化問題等がきちんと取り上げられていて良いなと思いました。

質問ですが、別紙1の12ページ問1の安全対策の所で、災害に関する質問があり、非常に大切な問題だと思うのですが、江別市内で避難方法と要支援者名簿の活用度は、札幌だと

すごく少なくても問題になっていますが、実際どのくらいか把握されていますか。例えば町内会では、どのくらい動いているかなど、わかればお願いします。

○山岸課長

所管が危機対策室であることから、危機対策室の方で状況については把握しているかと思えます。そこまではこちらの方でまだ情報として把握できておりませんが、危機対策室とも調整して状況は確認していく必要があるだろうと考えています。

○大久保委員長

アンケートそのものは、障害福祉サービスを利用している大人又は子どもが中心になり、その後にヒアリングで色々な団体から話を聞く事だと思えます。

国もいっていますし、江別市の計画にもありますが、「共生社会」をすごく強く言われております。

「共生社会」という時に当事者じゃない方に話を聞いてないということが起きています。町内会や自治体の方からの話を聞けていないことに引かかっていたので、アンケートはしないとしても何かしらの形で話を聞ければいいと思えます。

災害時に助けるのは、近所しかないと思えます。そういう時に近所同士があまり知らない事が気になります。

安全対策も安全という事になってはいますが、非常に地域に関わる事なので、とても大事な事かと思えます。

他にご質問やご意見はございませんでしょうか。

○鹿島委員

アンケートの別紙1の5ページ、福祉サービスの中で相談の項目に「18 地域移行支援」と「19 地域定着支援」がありますが、ここに「計画相談支援」は入らないですか。

14ページの「(1) 困ったことや疑問に思う事は、誰に相談しますか。」の選択肢に「保健師・ケアマネジャー」がありますので、「相談支援専門員」も含めてほしいです。

○大久保委員長

「相談支援専門員」は制度的に位置づいているので、障がいの方でケアマネジャーと同じ位置付けとなりますので、入れておかないといけないかと思えます。

その他にいかがでしょうか。アンケート内容についてもご質問やご意見はございませんでしょうか。

私から質問ですが、「視覚障がいの方の場合には記入の難しい場合には連絡をください」という事ですが、まずは結構想定されそうなのではないでしょうか。点字とかは用意されていますか。

○尾崎主査

ヘルパーの方が入られているケースが多いので、ヘルパーの方に読み上げていただくか、

そうでなければ、お電話をいただければ市職員がご自宅へお伺いさせていただき、その場で読み上げて回答をいただく方法を考えております。

○大久保委員長

視覚障がいの方はだいたいヘルパーの方をお使いで、アンケートが届いたら読み上げてもらえる環境にあるのでしょうか。

○山岸課長

視覚障がいの方については、現状の人数はだいたい400名くらいおりまして、視覚障がいの協会もごございますので、協会の方とも相談しながら進め方などの調整をしていきたいと考えております。

○大久保委員長

アンケート調査票そのものはダイレクトにご本人に届くと思いますが、関係団体や関係機関に事前に周知していただけると、色んな方がいらっしゃいますので、より回収率も上がるかと思えます。

○尾崎主査

その様にいたしますのでよろしく願いいたします。

○大久保委員長

せっかくアンケート調査をするので、「答えたくない」という方も沢山いるかとは思いますが、ダイレクトに意見を言える貴重な機会でもあるので、当事者の方はきちんと声を上げられるといいかと思えます。

関係者の方はご協力いただければと思います。他にご意見ご質問よろしいでしょうか。

それでは、18歳以上の障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査については、以上でよろしいでしょうか。

(一同了承)

それでは、次に子どもの福祉に関するアンケートについて、事務局から説明をお願いいたします。

○野原主査

それでは、子どもの福祉に関するアンケートについてご説明させていただきます。

今回のアンケート調査票の調査項目は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示された内容を踏まえ、障がい児の実

態、問題意識やその要因についての調査をするために整理したものとなります。

国から、調査票で設定すべき項目が示されており、その中の児童にかかる項目を、今回の調査票に盛り込んでいる形となっております。

調査対象としては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているお子さんのいる世帯すべてに送付します。また、難病患者のうち、これらの障がい者手帳を所持していなくても、障害福祉サービス受給者証や、通所受給者証を所持しているお子さんのいる世帯すべてに送付いたします。

さらに、手帳所持者や難病患者ではないが、通所受給者証を所持しているお子さんがいるすべての世帯に送付いたしますので、各種手帳所持者及び受給者証を所持しているお子さん全ての世帯に送付する形となります。

また、アンケート表紙の9行目に記載しておりますが、1世帯に通所受給者証や手帳を持っているお子さんが複数いた場合は、お子さんの障がいや発達の不安の程度、利用しているサービスが異なることから、対象となるお子さんの人数分を送付いたします。

参考になりますが、平成29年度の障がい児福祉計画策定にかかるアンケート調査の対象者は、697名です。

その内訳は、18歳未満の身体障害者手帳を所持している児童が81名、18歳未満の療育手帳を所持している児童が230名、18歳未満の精神障害者保健福祉手帳を所持している児童が3名、難病である18歳未満の患者のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っておらず、かつ障害福祉サービス受給者証又は通所受給者証を所持している児童が0名、これらの以外の児童のうち、通所受給者証を所持している者383名、合計697名のお子さんのいる保護者宛に発送しました。

次に調査票について、説明させていただきたいと思います。

平成29年には、国の基本方針に基づき、「発達の不安や障がいのある児童の支援に必要なサービス見込み量などの数値目標を定めたもの」として、第1期障がい児福祉計画を策定したところです。

今回の計画については、その基本指針を見直す形となるものであり、国が示している障がい児に関する見直しのポイント事項としては「障害児支援の提供体制の整備」があげられております。

具体的には、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の整備、重症心身障害児や医療的ケア児への支援体制の整備となっております。

これらの支援体制の整備について、まず、今回のアンケート調査により、保護者のニーズを調査したいと思います。

前回のアンケート調査票の設問でそのニーズ調査の内容がほぼ含まれておりますので、今回追加した設問は問38の1問となります。

各設問の中で、選択肢を増加や変更をしております、より指針の内容に沿った回答を得られる形に見直しております。詳細は、各設問ごとにご説明させていただきます。

それでは調査票の主な項目について説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

調査票の中で文言が赤字になっている部分が前回の調査との変更分となります。

調査票 1 ページの 8 行目の赤字は、変更前が「障害児福祉計画の計画策定」となっておりまして「計画」が 2 重になっておりましたので、字句の修正を行っています。

調査票の記入はお子さんの保護者の方に記入していただく形となります。基本的には設問ごとに選択肢を複数用意し、あてはまるものに○をしていただく形を考えております。

2 ページ目をご覧ください。問 1～問 3 については、基本的な項目、お子さんの年齢・性別・持っている手帳の種別・障がいの種類や発達に関する不安についてです。

2 ページ問 2 と 3 ページの問 4 の「カッコ○は 1 つ」が赤字になっておりますが、これは前回調査時から追加したものととなります。

問 3 の赤字「(あてはまるものすべてに○をつけ、該当する等級等もご記入・選択してください)」については、選択肢 1～3 に○をした場合、障がい者手帳の等級等も記載していただく内容となっておりますが、その説明が不足していたため、「該当する等級等もご記入・選択してください」と記載を追加しました。

次に、問 4 についてです。厚生労働省から示された指針に、「特別な支援が必要な医療的ケア児に対する支援体制の整備」があげられておりますことから、問 4-1 の選択肢で示す医療的ケアを受けているかどうかを問います。この設問を設けることで、医療的ケアを受けていると回答した場合について、この後の設問で出てくる、利用しているサービスの種類や、充実させるべき支援はどういうものか、必要だと思っている施策について、医療的ケア児の保護者の意見を集計することができることとなります。

問 5～問 7 では、お子さんの発達の不安や障がいに気づいたきっかけや、気づいた時の相談先や、具体的に情報として欲しかったことはどのようなことかについての設問となります。この項目については、障がい等については早期に発見し、支援・療育につなげていくことが重要であることから、その実態がどうであるかを調査しているものとなります。

次に、問 8～問 10、お子さんの日常生活についてです。この設問は、発達の不安や障がいがあるお子さんの生活環境や家庭環境について問うものです。

問 10 の選択肢 1 については、前回調査では、「正社員として働いている」という文言でしたが、正社員の後ろに自営業を追加し、「正社員又は自営業として働いている」と修正いたしました。

次に 5 ページから 6 ページの問 11～14 について。ここではお子さんの保育・教育について質問していますが、項目としては、お子さんの平日や長期休暇時の過ごし方について、また、学校卒業後の子の進路希望、保育や教育のことで希望することや充実させるべきだと思うこと、さらに、お子さんが受けている療育や支援について、現状の把握やニーズを計る設問となります。

問 11 の設問の赤字は、内容の変更ではなく、軽微な字句の修正となります。

次に問 12 です。問 12 の選択肢 6「市内の小・中学校の特別支援学級への進学」を新規に選択肢として増やしております。例えば、やむを得ず他市の養護学校等に通わせているなどの状況があった場合に、市内の学校の特別支援学級へ進学させたいというニーズがどの程度あるかということ把握するために、選択肢を増やしています。

また、問 12 の選択肢 1 と 3 の赤字は、前回はそれぞれ、「特性に応じた」と記載してい

たところですが、「障がいや発達の特性に応じた」ということで文言を統一化しております。

飛びますが 15 ページ、問 37 の左の見出し下から 2 つ目の「災害時の支援」の 2 つ目の赤字についても同じく、「特性に配慮した」という文言を、「障がいや発達の特性に配慮した」と修正しております。

次に戻りまして 6 ページ問 14、赤字選択肢 8 は、前回調査では「療育の内容や『施設』についての情報」としていましたが、「施設」についての情報が欲しいと言うよりは、「支援の内容」についてのニーズの方が需要であるのではないかということから、「療育や支援の内容についての情報」に変更しました。

次に問 15・16 についてですが、介護や支援の状況についての調査となります。お子さんの介護・支援者が、家族なのか、施設や病院なのかを確認し、また、誰が主な介護をしているのか、介護・支援の状況を確認します。

問 16 の設問、「問 15 で 1～9 と回答した方にお聞きします」は赤字になっておりますが、前は「上記で選ばれた方の中で主に介護や支援をしている方はどなたですか」としておりましたが、問 15 の選択肢 10「介護や支援は受けていない」に回答した方についてはあてはまらないため、「問 15 で 1～9 と回答した方」という文言に修正いたしました。

次の問 17 は、家族の困りごとについての設問です。問 17 の選択肢につきまして、前回の調査に若干変更を加えております。具体的には、前回の調査では触れていないが、悩みや困っていることについての選択肢「14、お子さんの父親や母親の健康状態、就労・家事のこと」、選択肢「15、お子さんと同居する兄弟姉妹の育児のこと」を追加しております。

この選択肢を追加した理由としては、発達の不安や障がいがあるお子さんの実態を把握するにあたって、具体的に何について困っているかについては、今までの調査票項目ではほぼ網羅されていると考えていますが、障がいがあるお子さんがいる家庭で、そのお子さんだけでなく、実際に世話をしている方や、兄弟の育児についてはどうかということについては、触れていなかったため、今回の調査に選択肢として追加したところです。

想定しているのは、障がいがあるお子さんの世話にかかりきりで、世話をしている保護者自身の健康、例えば睡眠不足や病院に行けないなど、そういった弊害が出て、お子さんの兄弟の授業参観や学校行事に参加できないなどの兄弟の用事にあてる時間がない、そういった介護者やその家族についての悩みがどの程度であるかについて把握したいと考えております。

また、問 17 の選択肢 11 の赤字は内容に変更はなく、軽微な字句の修正となっております。

問 18 では、保護者の方が困ったことがあった場合の相談相手が誰なのか相談先を確認し、問 19 では相談体制の満足度、問 20 は、相談支援に対するニーズの把握に利用するための調査項目となっております。

次の問 21 は、福祉に関するサービスについてですが、現在の福祉サービスの利用状況、今後の利用希望について、サービスの種類ごとに調査します。この設問への回答を分析することによって、保護者の利用意向等のニーズがどのようなものであるか把握することができ、支援の種類ごとの必要なサービス見込み量を推計する目安となると考えています。

続いて変更部分についてです。問 21 設問中赤字の「①現在利用している」については、

前回「①現在の利用の状況」となっており回答の際、意図がわかりにくかったので文言を修正いたしました。

同じく赤字②の「今後、利用したい」は「今後、利用したいか」としていたところ、最後の「か」を削除した形となります。

また、問 21、サービスの種類に「ケ 保育所等訪問支援」を追加しました。これは、国から示された目標「障害児支援の提供体制の整備」の中に「保育所等訪問支援の実施」が含まれていることから、そのニーズを把握し、必要な見込み量を推計するために、サービスの種類の 1 つとして、追加いたしました。

問 22、23 については、福祉に関するサービスの利用時に困ったことや、今後力を入れてほしいことについて、選択肢から選んでもらう形となっております。問 22 は、今回新規に、選択肢 7「利用したい事業所があるが、移動手段がない」を追加しました。問 23 の選択肢 5・6 の括弧書きの赤字については、サービスの具体例を追加しました。

問 24～26 については、障害福祉に関する情報について、主な情報の入手方法や、具体的にどのような情報を必要としているのか、また、現在、情報を入手するための手段についての満足度、また、「満足していない」回答に対しては、その内容を具体的に調査し、現状を把握します。前後しますが問 24 の上の赤字タイトル部分は、保護者の心情に配慮して、タイトルのみとはなりますが、「障がい福祉に関する情報」とありましたところ、「障がい」を削除し「福祉に関する情報」と修正しております。

ただし、問 24、問 25 の設問については、障がいを抜いて「福祉に関する情報」という表現を使うと、「福祉」という言葉は、障がいに特化したものではなく、幅広い意味での福祉、障がい児に特化しない子ども子育て関連等の情報として捉えられてしまう恐れがあることから、「障がい福祉に関する情報」とさせていただいております。

問 26-1 の選択肢 1 の赤字部分は、前回「情報がどこから入手できるか」とされていたものを「どこで」と修正いたしました。

次に問 27～30 は、地域活動や外出についてです。お子さんの地域活動の参加状況や、参加時に困っていること、外出や地域活動に関する支援やサービスについての満足度を確認します。またお子さんと一緒に外出する場合に必要な支援について、そのニーズを把握するためのものです。

また、問 27 の上のタイトルが赤字となっておりますが、前回調査時「外出と地域活動の状況についてお聞きします」としていましたが、地域活動について先に質問をしておりますので、地域活動と外出の順番を入れ替えました。

次に、問 31～問 32 の差別解消についてですが、平成 28 年 4 月から施行された障害者差別解消法について知っているかどうか、発達の不安や障がいがあることによって差別を受けたことがあれば、その場面や内容についての設問となります。

問 33～35 は、将来お子さんにどのようなようになって欲しいかの希望を質問します。将来の住まいや将来の仕事について、また、将来の円滑な日常生活・社会生活を送るために、学齢期に必要なと思う支援はなにかを調査します。

問 36 は、江別市におけるお子さんの生活についてです。発達の不安や障がいを持つお子

さんと保護者にとって、江別市が暮らしやすいまちだと思えるか、また、暮らしにくいという回答の場合は、その理由について調査します。暮らしにくいと回答した方にその理由を選択肢の中から選んでいただく形となりますが、その選択肢について、若干追加変更した部分があります。

まず、前回調査の分析結果で、理由として一番少なかった項目である、「周囲からの手助けが十分でないこと」を削除し、前回の調査で、今回調査でいえば、15ページの「問37、江別市が力を入れるべきことはなにか」、に対する調査結果として、「経済支援」と「学校に関する回答」が多かったことから、選択肢「7：発達の不安や障がいのある子のいる世帯への経済的な支援が不十分であること」という項目、「8：発達の不安や障がいのある子の教育環境の整備が不十分であること」を追加しました。

次に問37は、江別市における障がい福祉施策についてです。今後江別市が力を入れるべきことは何か、重要だと思えるものについて5つ選んで○を付けてもらう形になります。内容は細かい字句の修正以外は前回と同じですが、表の形式を見やすく変更いたしました。

赤字変更部分についてですが、左側の項目「相談支援・連携」から5つめの「社会参加・情報提供」の上から2つめ、「通常学級にできる限り通えるような体制を充実させること」とありますが、前回は「支援」を充実させることと記載しておりましたが、「通常学級に通えるような支援」というのは具体性に欠けることから、「通常学級に通えるような体制」という形によりわかりやすく文言を修正しております。

16ページの間38は、今回新規の設問になります。国の指針では、障害福祉サービス及び障がい児通所支援体制等の提供体制の確保に係る目標の1つとして、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」があげられています。

具体的には、各市町村、又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を確保し、効果的に運用していくという内容となります。地域生活支援拠点は、障がいがあるお子さんについても、例えば緊急時の受け入れや、親元からの自立のための相談支援機能の充実や地域の体制づくりのための拠点となるものでありますが、このような地域生活支援拠点に対する具体的なニーズを調査したいと考えています。設問内容と、選択肢は、18歳以上が対象のアンケートと同じものとなっており、今後、市内に地域生活支援拠点となる場所ができた場合、どのような機能を期待するか、あてはまる番号を3つまで○をしてももらう形となります。選択肢は1～8のとおりです。

問39は今後の障がい児施策や障害福祉サービスについての意見の自由記載欄とします。以上が調査の内容となっております。以上です。

○大久保委員長

ありがとうございました。それでは今の説明について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

○宮口委員

内容についてはではないのですが、このアンケートの対象になる方は、親御さんという事で

すか。アンケートに回答していただく方が「あなた」ですけれどもアンケート自体はお子さん宛に送られることになるのですか。

○野原主査

はい。お子さん宛に送らせていただきまして、回答についてはお子さんやご自身の事について保護者の方を書いていただく内容となっております。

○宮口委員

1番最初に調査票を記入した方はどなたですか。という所に、本人（お子さん本人）という選択肢もあるのですか。18歳未満は高校3年生までの方が対象かと思えます。子どもの福祉に関するアンケートとなっておりますが、先程「共生社会」の話にあったように、子どもの福祉に関しても親御さんの方の意見は意見として集約するのは必要な事だと思います。

しかし、お子さん本人の意見は、親御さんと違う事も出てくると思いますので、小さいお子さんだと違うかもしれませんが、高等養護学校に通っている年代の方々だと自分の将来について色々な事を考えているかと思えます。そういう事が反映される所はないのでしょうか。

○野原主査

最初の項目でご本人様をご記入いただけるのであればご本人様の意見として、調査結果を把握させていただこうと考えておりました。ご自身で記入ができないお子さんや保護者の方が記入する場合は保護者の方の意見として、別視点の意見として参考にさせていただきたいと考えております。

○宮口委員

今の回答には不自然さを感じます。アンケートの宛名に名前があるご本人を「お子さん」、アンケートに回答していただく保護者の方を「あなた」と呼びます。

つまり、アンケートに回答していただく保護者の方というのがどうしてもアンケートを開いた時に強く印象付けられますが、お子さんの名前が宛名になっているのが若干の行き違いを感じます。

親御さんとご本人の考えや将来の希望等に相違があるのはよくある事なのかと思えます。ご家族が考えている事とご本人が考えていることの違いがある場合も踏まえた上での計画につなげていければと思います。

○大久保委員長

ありがとうございます。お子さんだけではなく、ご本人と支援者の思いは必ずしも一致する事ばかりではないという事を前提として、調査の限界もあるので、踏まえながら進めていければと思います。その他、いかがでしょうか。

先程の大人のアンケートでもありましたが、3ページの間6に相談支援専門員や相談支援事業所も入れていただいた方が良いかと思えます。8ページの間18にも相談相手として追

加していただいた方が良いと思います。

○鹿島委員

4 ページの間 10 の父親や母親の就労状況の所で、フルタイム勤務なのか短時間勤務なのかを知りたいのであれば、必ずしも正社員がフルタイムではないし、パートやアルバイト勤務だがフルタイムで働いているお母さんも多いので、どちらを把握したいのかを分かりやすく、設問の意図がわかるように記載した方が良いと思います。

○野原主査

持ち帰りまして表現方法について再度検討させていただきます。

○大久保委員長

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

私から意見なのですが、9 ページの現在利用している方について、18 歳以上の方のアンケートでは利用している方に対して評価（満足・ふつう・不満）を聞いていますので、可能であれば同じ様に、利用している方の評価もお伺いした方がより材料として良いので検討していただければと思います。

○野原主査

各サービスの評価については、入れることも検討しておりました。ただ、検討の中で国が示している調査票の調査項目については現在サービスの利用があるかどうか、という事と今後利用したいかについての記載はありましたが、評価についての項目は記載が無い事や、国からのアンケート調査のマニュアルについても調査票の設計のポイントとして、回答率向上のために調査票の内容を分かりやすいものとする事、具体的には 1 つの質問で出来るだけ 1 つの事柄を聞く事と記載されており、質問については障がい者のアンケートは本人が回答する事となりますが、子どものアンケートの場合は手帳やサービスを受けているお子さんが兄弟で複数いる場合、保護者が一人ひとりのお子さんのアンケートの回答をする事となりますので中には 5 人兄弟で 5 人とも福祉サービスを使っていたりする場合もありまして、回答者である保護者の方の負担を考慮して簡潔にという事を一番にこの様な形といたしました。

また、評価を入れた場合の今後の分析としては、サービスに不満があると回答した場合について何が不満点かとなりますが、それについては次の設問・問 22 の中でサービスごとの把握にはなっていないですし、表現方法も異なりますが、回答を得られると考え今回評価については追加しませんでした。

ただ、再度評価について検討させていただきたいと思います。

○大久保委員長

ありがとうございました。確かに設問の個数は 18 歳以下のアンケートの方が圧倒的に多

いので、アンケートの量が多いのかもしれませんが。ご検討ください。

○宮口委員

子どものアンケートも大人のアンケートもですが、性別の選択肢が2つしかないのですが、共生や多様性等を考えると2つしかない選択肢はどうかと思います。今、普通の事でも2つとは限らない選択肢を提示している様なものをすごく見掛けるので、どの様な書き方が良いかわかりませんが2つしかないのはどうかと思いました。

あと、相談支援についてですがサービスの種類の所で、相談が地域移行支援と地域定着支援しかないので計画相談も追加とお話があり、その他に地域生活支援事業の中で相談支援事業があるかと思いますが、江別市の場合は地域生活支援事業の相談支援事業を行っている事業所はどこか事業所をイメージすればいいのでしょうか。

○河崎係長

地域生活支援事業の相談支援事業といいますと、障がい者支援センターや、まだ江別市にはありませんが基幹相談支援センター等そういった所が相談機関として該当します。あとは「すてら」も地域生活支援事業の相談支援事業となります。

○鹿島委員

「江別あすか福祉会」の精神相談も地域生活支援事業となりますか。

○河崎係長

相談支援事業の中では、「江別あすか福祉会」の精神障害支援事業も地域生活支援事業となります。江別市としては3つの相談機関があるという事になります。

○大久保委員長

ありがとうございます。相談支援という単語は同じですが、背景になっている制度が違ったりするので受け取る側は分かりづらいと思うので、特に大人のアンケートは事業所の名前を入れるとか、工夫があるといいかもしれません。事務局何かあればお願いします。

○山岸課長

先程、男女の解答欄についてお話がありましたが、どの様な形が良いのか今後検討させていただいて、次回皆様のご意見を反映して整理をしてご提示をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○大久保委員長

ちなみに、国の雛型では男女を聞くことになっているのでしょうか。

○野原主査

国の方でも男女以外にも設問自体を除く等の検討がなされていた様です。結果的には男性・女性に加えて「回答したくない」という選択肢を加える案や、設問自体を除く等の検討がなされていた様ですが、調査結果から推計を行う上で性別を参考とする可能性があるという意見を受けて、国が示したアンケート調査票については従来どおり男性・女性を選択肢として示している形となっております。

○大久保委員長

最近、男女をきかないという事も多くなっていますし、大事な問題ですので再度ご検討いただいてもいいかと思えます。

他にいかがでしょうか。それでは、子どもの福祉に関するアンケートについては、以上でよろしいでしょうか。

(一同了承)

議事については、これで終了いたします。

次第3のその他、委員の皆様から全体を通して、何かございませんか。その他なければ、事務局から何かございませんか。

○尾崎主査

本日ご協議いただきましたが「障がい者支援・えべつ21プラン」骨子(案)、障がい福祉計画等策定に関するアンケート及び子どもの福祉に関するアンケートへのご意見用紙を机上配付させていただいております。締切期限が短く大変申し訳ございませんが、さらにご意見等ございましたら7月20日までにご意見用紙にご記入のうえ、ご提出ください。

なお、メールでの回答につきましては、用紙ではなく直接入力したものでご提出も可能です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、ご協議いただきました「障がい者支援・えべつ21プラン」骨子(案)、「障がい福祉計画等策定に係るアンケート」及び「子どもの福祉に関するアンケート」につきましては、本日の協議内容や7月20日までに頂く意見を踏まえ、第3回策定委員会にてご協議いただきたいと考えております。

第3回策定委員会は、日程は事前に出欠の確認をさせていただいておりますが、8月3日に開催いたします。事務局からは以上です。

○大久保委員長

ありがとうございました。是非、この場ではなかなか言えなかった事がありましたら意見等出していただければありがたいと思えます。その他、なければ以上で本日協議する議事はすべて終了しました。どうもありがとうございました。